

居宅介護（介護予防）支援重要事項説明書 （契約書別紙）

1 事業所の概要

(1) 開設者

名称	社会福祉法人 神戸町社会福祉協議会
代表者名	会長 下野 哲郎
所在地・電話番号	〒503-2324 岐阜県安八郡神戸町大字八条258番地の2 TEL 0584-28-0223
業務の概要	地域福祉の推進・介護保険事業

(2) 名称、所在地等

事業所名	神戸町社協居宅介護支援事業所
所在地	岐阜県安八郡神戸町大字八条258番地の2
事業者指定番号	2172500023
管理者・電話番号	管理者 北島 正人 TEL 0584-28-1025
サービス提供地域	神戸町全域

(3) 職員体制

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	総括	1名（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	訪問調査・ケアプラン作成など	5名
事務職員	認定調査・事務一般	1名

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月31日から1月3日までを除く。）
営業時間	午前8時30分から午後5時15分 ※上記時間外においても、携帯電話による24時間連絡が可能な体制とする。

（注）年末年始（12/31～1/3）は「休祭日」の扱いとなります。

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な居

宅介護(介護予防)支援事業を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

住み慣れた地域で、より豊かに、より安心に暮らしていただけるよう、介護を受けるご利用者様とご家族様をともに支援いたします。

- ① 事業者（居宅介護（介護予防）支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- ② 居宅介護（介護予防）支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的提供されるよう努力いたします。
- ③ 居宅介護（介護予防）支援にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ④ 居宅介護（介護予防）支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努めると共に、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- ⑤ 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑥ 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

3 利用料金

サービス内容		サービス利用料金	自己負担
居宅介護支援	要介護 1・2	1,086 単位/月	0 円
	要介護 3・4・5	1,411 単位/月	
初回加算		300 単位/回	
入院時情報連携加算（Ⅰ） （入院時当日に情報提供）		250 単位/月	
入院時情報連携加算（Ⅱ） （入院後 3 日以内に情報提供）		200 単位/月	
退院・退所加算	（カンファレンス有 1 回目）	600 単位/回	
	（カンファレンス有 2 回目）	750 単位/回	
	（カンファレンス有 3 回目）	900 単位/回	
	（カンファレンス無 1 回目）	450 単位/回	
	（カンファレンス無 2 回目）	600 単位/回	
通院時情報連携加算		50 単位/月	
特定事業所加算（Ⅱ）		421 単位/月	
介護予防支援		472 単位/月	

- ・要介護・要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- ・保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、サービスに応じて利用料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、安八郡広域連合の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

4 居宅介護（介護予防）支援の利用方法及び支援の主な内容

- (1) ① 介護保険サービスの概要説明
② 契約書及び重要事項説明書の説明並びに締結
③ 資料提供申請書の説明及び承諾
- (2) 利用者の現状と課題の把握（アセスメント）とサービスに対する意向などの確認
- (3) サービス内容の提案
- (4) 把握された課題に基づくサービス計画原案作成
- (5) サービス担当者会議の開催
- (6) サービス担当者との連絡、調整
- (7) ケアプランの作成と利用者の同意
- (8) サービス提供開始
- (9) 継続的な相談、援助

5 サービスの終了

- (1) 利用者の方のご都合でサービスを終了する場合、申出によりいつでも解約できます。
- (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合
事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- (3) 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・要介護認定が非該当（自立）と認定された場合
 - ・神戸町外へ転出した場合
 - ・利用者の方がお亡くなりになった場合

6 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに介護支援専門員にお知らせください。

- (2) 契約期間中に入院された場合は、入院先である医療機関に担当の介護支援専門員名を伝えるとともに、居宅介護支援事業所に速やかにご連絡ください。必要に応じ、医療機関に在宅での情報を提供させていただきます。

7 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに神戸町地域包括支援センターに連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をします。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止の為の研修会を定期的実施します。

8 サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ①従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ③サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。

9 苦情申立・虐待相談窓口

・当事業所の業務に関する苦情

利用者相談 苦情受付窓口	事業所	社会福祉法人 神戸町社会福祉協議会
	電話番号	(0584) 28-1025
	FAX番号	(0584) 28-1022
	管理者	北島正人

・第三者委員関係

苦情解決責任者	古沢潤
第三者委員	水野恵正・杉岡直美

・苦情解決の方法

管理者が一連のケアマネジメント業務に関連するご相談、苦情を承り解決を図ります。それでもなお解決に至らない場合は社会福祉法人神戸町社会福祉協議会苦情解決の組織及び取り扱い規程に基づいて、以下の手順で苦情解決を図ります。

【苦情受付】

面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

【苦情受付の報告、確認】

受付担当者が、苦情解決責任者と第三者委員に報告します。ただし苦情申出人が第三者委員への報告を拒否された場合には、報告は行いません。

【苦情解決のための話し合い】

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

・当事業所では解決が困難な苦情についての窓口

◎運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会内）

岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1 TEL(058)278-5136

・行政機関その他苦情受付機関

◎神戸町役場（健康福祉課）

岐阜県安八郡神戸町神戸 1111 TEL(0584)27-3111

◎安八郡広域連合

岐阜県安八郡安八町中須 410-1 TEL(0584)63-2050

◎岐阜県国民健康保険団体連合会 苦情相談係

岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1 TEL(058)275-9826

◎岐阜県介護保険審査会

岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 TEL(058)272-1111（内線2594）

10 プライバシーの保護

- ・当事業者はサービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

11 事故発生時の対応

- (1) 居宅介護支援の提供によって事故が発生した場合は、速やかに利用者又は家族等に連絡をするとともに、安八郡広域連合等に連絡をし、必要な処置を行います。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録に残します。
- (3) 事業所の責任により利用者に生じた損害については、以下により補償します。
 - 【保険会社名】 損害保険ジャパン株式会社
 - 【保険名】 社協の保険
 - 【補償の概要】 総合補償タイプ（Cタイプ）

1 2 緊急時の対応方法

- (1) サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡いたします。また必要な場合において、利用者の主治医の連絡を行い、医師の指示に従います。
- (2) 家族または緊急連絡先に繋がらない場合、事業所の判断で医療機関への受診をして頂く場合があります。その際の費用は利用者または利用者の家族にお支払いいただきます。

重要事項説明者

所 属 神戸町社協居宅介護支援事業所

氏 名 _____